



事務局レポート

第一回総会 に向けて



む さしの憲法市民フォーラムは、一九九七年から毎年五月に集会を開いてきましたが、昨年五月七日、高橋哲哉東大教授をメイン講師にお迎えし、480名にご参加いただいた第9回のフォーラムで、「憲法が危ない。武蔵野で憲法9条を変えさせない運動を、日常的に進めていこう」と決めました。

そこで、同年七月三十一日、70名の参加を得て発足の集いを開催。9条の会の事務局などをされている高田健さんをお呼びして、「国民の大多数が知らないところで着々と制定作業が進められている憲法改正の手続き法Ⅱ国民投票法の危険な内容を広く市民に知らせ、阻止していくことを当面の目標とする」ことを確認しました。

そ

の後、十二月二十三日には、飯島滋明工学院大学講師による国民投票法案の学習会を80名の参加で行い、年明けからは「戦争の道を許しますか」と題したチラシの市内全戸配布(5万枚)や、駅頭宣伝(4カ所)、民主党菅代議士への要請などを行いました。

また、三月十七日には、「許すな国民投票法案」と題した集会(渡辺治一橋大学教授の講演と、民主党・共産党・社民党の代表によるシンポジウム)を320名の参加で開催、五月七日には、第10回むさしの憲法市民フォーラムとして、井の頭公園野外ステージで「音楽とスピーチとピースウォーク」を、降りしきる雨にも負けず50名の参加で行いました。折から急速に進められている教育基本法改正の動きに対しては、ニュースで衆参両院特別委員会委員へのファックス要請行動も呼びかけました。

また、この間、私たちの取り組みや、現在の情勢を広く伝えるべく、不定期ながらもニュースを6号発行しました。

こ うして振り返ってみると、この一年間、忙しい中よくやってきたなと思います。他方、先日終了した国会では、国民投票法案も教育基本法改正案も、成立こそしなかったとはいえ、継続審議となり、近く大きな対決が必至という局面です。

憲法9条改正を許さないために、私たちはこの武蔵野で何をどう進めればいいのか。教育基本法改正反対運動の若手第一人者である大内助教に松山からお出でいただき、そのエネルギーを聞くと同時に、みんなでこれからの運動の進め方を話し合ったいと思います。是非、お一人でも多くの方々が第1回となりませ総会に御出席下さい。

合わせて、昨年七月の発足に際して、一年分のニュース購読料二千円をご送金頂きましたが、ちょうど一年経ちましたので、再度購読料二千円を、活動支援カンパとともにお寄せ下さいますようお願いいたします。



むさしの憲法 市民フォーラム 第一回総会

講演

『教育基本法「改正」を問う ～愛国心・格差社会・憲法～』

講師 大内裕和氏

1967年神奈川県生まれ。教育社会学。現在松山大学人文学部助教授。著書に『教育基本法改正論批判』(現代書館)『教育基本法「改正」を問うー愛国心・格差社会・憲法ー』(高橋哲哉・大内裕和共著、現代書館)など。

日時 9月11日(月) 午後7時～

場所 西久保コミセン



『軍隊を棄てた国 コスタリカから 見た憲法9条』

に参加して

2006年7月5日
パルガス講演
かしわ実行委員会
主催

来る。何れの場合も文民
権力にいつも従属し、単
独若しくは共同して、審
議することも声明・宣言
を出すことも出来ない。

講演者カルロス・バルガス さんは言う。

え、対話を通して、平和や
人権の問題を考えさせる。
そのためには、日本の教育
課程が、子供の精神を自由
にするものでなければなら
ない。

『軍

隊を棄てた国コスタ
リカから見た憲法9
条』は、コスタリカ大学法
学部教授カルロス・バルガ
スさんの日本への平和行脚
の一環として、七月五日、
千葉県柏市で開催された講
演会であった。

日本では憲法九条で、戦
争放棄を明言し、「軍隊を
持たない」としながら、イ
ラクへ軍隊モドキの自衛隊
を派遣し、日本国憲法を改
悪しようとしている。

「憲法で明言しかつ軍隊
を持たない国」コスタリカ
の生の情報を得る良い機会
である。川名議員からメー
ルで講演会の案内をいただ
き、文章講座の仲間三人と
参加した。

コスタリカはスペインの
植民地であったが、一

八二一年に独立。当初、い

くつかの基本的な憲法を基
礎に出発。一八六〇年に死
刑廃止、一八七二年に義務
教育制度を確立といった具
合に一つ一つ必要な条文を
加えて、六十回以上もの部
分改正をしてきたと言う。

一九四七年国境一キロメ
ートルのところまで隣国の
ニカラグアが侵攻、それを
対話（平和外交）で解決。
一九四九年コスタリカ共
和国憲法第十二条により軍
隊の廃止を決めたという。

恒久的制度としての軍
隊は禁止する。
公共秩序の監視と維持
のために必要な警察力は
保持する。

大陸間協定により若し
くは国防のためにのみ、
軍隊を組織することが出

一説

によると、米国の支
持をとりつける事で
ニカラグアに勝ったとも言
われている。事実、地域の
安全保障条約であるリオ条
約に加盟、アメリカの傘の
下に入ることで軍隊を廃止
できた側面を持つ。

しかし、その後一九八〇
年代前半、ニカラグアの内
戦時に、右派ゲリラを支援
するアメリカがコスタリカ
に飛行場建設の援助を求め
てきた。当時のモンヘ大統
領は、一九八三年に「永世
中立宣言」を出し、アメリ
カの圧力を撥ね退けた。

また、二〇〇四年には、
アメリカのイラク侵攻を支
持したパチエコ政府を相手
に一大学生が「イラク戦争
協力は憲法違反である」と
訴訟を起こし、学生は勝訴
した。この結果、アメリカ
に対し「ホワイトハウスの

戦争協力国リスト」からコ
スタリカの国名を外させた
のである。

コスタリカが軍隊を棄て
た大きな目的は、公正な選
挙と自由にものが言える民
主主義を確立することと、
少ない予算を軍備にではな
く、教育と福祉に注ぐ為で
あった。

その結果、コスタリカで
は平和憲法を誰もが誇りに
思っている。その原動力は
「対話と教育である」。

国が発足した時から教育
を大切にしてきた。いかな
る人の人権をも護り、精神
を自由にし、対話を大切に
する心を育むものが教育で
あると。

日本が平和憲法を守るた
めには次の二つが、欠かせ
ないと強調した。

一、日本は教育のシステ
ムを変えらるべきである。現
実を明らかにし、過去のこ
とを隠さないこと。それら
全ての情報を子供たちに与



コスタリカ大学法学部教授
カルロス・バルガス氏



室屋 千代子

「改憲」にむけた作業は

どう進んでいくのか



も大儲けできる強い者勝ちの
宣伝戦解禁となったわけだ。

▼次に、国民運動規制についてだが、公務員や教員の地位を利用した運動は依然禁止とされている。これによって500万人もの人々が、憲法改正という国民の将来を大きく左右する問題について、自由に意見も言えないという状態に追い込まれる。

された自民党「新憲法草案」のように、個々の改正ではなく全体としての新憲法案だということになれば、一括して賛否が問える仕組みになっている。総じて、「憲法改正だまし取り法案」と私たちが規定した国民投票法案の本質は変わらず、ますます巧妙になったと言えるだろう。

立川反戦テント村の自衛隊官舎へのビラまき事件や、社会保険庁職員の自宅付近での政党機関誌配布事件での有罪判決に見られるとおり、今や権力者の考えに従わない言論や行動を徹底して弾圧する準備は整えられている。

▼さらに心配なのは、民主党案である。いくつかの点で、与党案と違いがないわけではないが、「国民投票広報協議会」などは、全く同文で、相当綿密にすり合わせが行われたことが見て取れる。

▼投票までの期間こそ「三十日以後九十日以内」が「六十日以後八十日以内」となったが、それ以外は、投票権者の要件も有効投票の過半数での承認も変わっていない。一括投票については、「内容に関して関連する事項ごとに区分して発議する」ことになっているが、昨年十一月に発表

の秋の臨時国会で、重要法案の審議が進むことはありえないというのが、常識的観測だが、もし、与党と民主党のすり合わせが終わっているのなら、一挙に成立まで進む危険性だってないとは言えない。一刻も気を休めてはならないということだろう。

▼私たちが、今年始めから、国民投票法与党案の危険な内容として批判してきたのは、大きく言って、①マスコミ規制・国民運動規制・発議から投票までの期間の短さなどの

前にはなかった「国民投票広報協議会」なる仕組みが導入された。これは、憲法改正が発議された各議院において、各会派の所属議員数の比率に基づいて割り当てられた委員

員数の比率によって割り当てられた放送時間・紙面に、無料で憲法改正に関する意見を発表できるとされている。このように、現在の議席数が公費での宣伝量に直接リンクする仕組みにおいては、憲法改正反対派は、「広報協議会」、「政党」と二重のハン

「国民に事実を知らせない仕組み」と、②一括投票・有効投票の過半数での承認・投票権者の制限などの「国民の意思が結果に正確に反映されない制度」の2点であった。

ある。議席の比率によって正反対の議員に委員が割り当てられない場合は、反対派にも「委員を割り当てるようにできる限り配慮する」とされているが、保証はない。ましてや、その広報を「客観的・中立的」「公平かつ平等」に扱うとされているが、その空々しさが、かえって狙いを浮き彫りにしていると言える。

それだけではない。政党を除く憲法改正国民運動は、投票七日前からテレビ・ラジオでの広告放送ができないとされている。これは、逆に読めば、テレビ・ラジオなら八日前まで、新聞なら投票当日でも、お金さえかければ、誰でも大キャンペーンが張れるということになる。全国紙の全面広告は約三千万円、テレビの連続スポット広告料は億単位の連続という。前案のマスコミ規制から一転、マスコミ

前国会の閉会直前である五月二十六日に提出され、継続審議となつて次期国会に持ち越された与党案（実は民主党案も同じ日に国会に提出された）では、これらの問題点はどうかだろうか。

また、政党は、テレビ・ラジオ・新聞において、その議

▼まず、最大の改善点として宣伝されているのは、マスコミ規制を原則として撤廃したことである。その代わり、以

また、政党は、テレビ・ラジオ・新聞において、その議

また、政党は、テレビ・ラジオ・新聞において、その議

また、政党は、テレビ・ラジオ・新聞において、その議

また、政党は、テレビ・ラジオ・新聞において、その議



高木 一彦

少子化に歯止めが掛からないことに小泉さんがこんなコメントをしましたね——昔の貧乏の頃の方がよほど子どもさんだった。金のかからない話もあるのではないか——

水呑み百姓（母の口癖・今は死語？）の長女に生まれて、小さい時から働き詰め、小学四年からは他家の子守とお蚕さんの世話で働いた私の母には（勤労小学生）学問がない。それでも天皇の名を初代より諳んじてみせた。大日本帝国憲法のもと育ったのである。どんな苦境でも、子供を生み育てるのは女の使命と疑わなかった。小泉さんはこういう母に向かってあのコメントを發したに違いないと私は確信する。

憲法への想い 朗読に乘せて

■ 武蔵野市緑町 在住

山田 加代子

という子育て体験も載っていて、自分も同じだったと辛く思い出された。母乳を含ませるといふかけがえのない絆を感じるひと時も、自分が人ではなく動物になつてしまうような息苦しさがあつた。

母親たちの生の声をマスコミは取り上げてくれるようになったが、政治を司る人々が真摯に耳を傾けているとは思えない。少子化対策に成果が上がらない小手下の働き方を変えていく改革に取り組んでほしい。

以前、世代の下の人に、「こんな世の中にしたのはあんたらの世代が、そういう政治家を選んできたからだ」と批判を受けたことがある。世代間の対立は、為政者の思う壺と答えたが：長らく教職におられる勝俣さんが、よく主張される「自分を守るため、家族を守るために勉強するのだ」は正に実感——為政者に翻弄されないためには学び、考へる力を持たなければ。

井上ひさしの「父と暮らせば」の舞台を観る前、テレビで稽古風景を見たのだが、そのあと平和憲法を各地の方言で朗読される様子が映された。それは年配の男女がほとんどだったが朗読を学んでいるという人々の生き生きした方言による憲法！ ずっと朗読という表現を学びたいのにグズグズしていた私は、背中を押された。そして今、何とか学ぶことを続けている。

私の朗読が役に立つことがあればお声をかけてください。

市は活動伝言板

第12回むさしの市民平和のつどい
ことしは憲法！

日時 8月13日(火) 午後1時半～
場所 武蔵野スイングホール
講演 伊勢崎賢治 氏 ほか
会費 1000円

むさしの市民平和のつどい実行委員会

憲法を学ぶ会定例会

日時 9月21日(木) 午後7時～
場所 本町コミセン (予定)
講師 村上義雄 氏
会費 500円

憲法を学ぶ会

むさしの憲法市民フォーラム
2006年7月24日 通信第7号
発行
むさしの憲法市民フォーラム事務局
連絡先: 西村 0422-46-7614

編集後記 第164通常国会は、会期延長もなく6月半ばで閉幕。小泉政権5年半の総仕上げとばかりに、重要法案の強行突破を図ってくるかと思いきや、やや肩透かしの感も。一方、世間のニュースはすでに自民党総裁選一色。小泉政権の方がまだマシだった、などという結果にならないければ良いが…